

## 大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合が管理するウェブサイト（以下「組合ウェブサイト」という。）を広告媒体として活用することにより、本組合の自主財源を確保し、もって住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第2条 組合ウェブサイトに掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

### (広告の掲載範囲)

第3条 次に掲げる広告は組合ウェブサイトに掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関係するもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの
- (11) その他広告掲載として適当でないと管理者が認めたもの

### (広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格は縦84ピクセル、横192ピクセルとする。データ形式は、JPEG、GIF（静

止画), PNG の形式とし, データサイズは, 広告 1 点につき 15KB 以内の容量とする。ただし, 管理者が認めた場合はこの限りではない。

2 広告の掲載位置は, 組合ウェブサイトのトップページで組合が指定した位置とする。

(広告掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は原則 1 年間とする。1 年間に満たない期間を希望するときは, 1 月を単位とし, 掲載申込みのあった期間とする。なお, 1 年間を超えて掲載を希望する場合は, 掲載期間終了前に, 新たに申込みを行うものとする。

2 広告の掲載開始日及び掲載終了日は, 組合が定める。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は, 1 枠につき年額 60,000 円 (税込み) とする。

2 掲載期間が 1 年に満たない場合の広告掲載料は, 月額 5,000 円 (税込み) とする。また, 掲載期間に 1 月未満の端数がある場合は, 1 月分の広告掲載料とする。

(広告主の資格)

第 7 条 組合ウェブサイトに広告を掲載しようとする者 (以下「広告主」という。) は宮城県内に住所又は事業所を有し, 市町村税を納めていなければならない。

(広告の申込み等)

第 8 条 広告主は, 大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載申込書 (様式第 1 号) に必要書類と広告データを添えて, 広告掲載開始月の前月までに提出するものとする。

2 広告は, デジタルデータによる入稿とし, 手書き原稿による入稿及びファックスによる入稿は認めない。

3 広告主は, 広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は, 事前に必要な手続を行い, 許諾を得ることとする。

(広告審査会の設置)

第 9 条 広告の掲載内容及び掲載の可否を審査するため, 大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告審査会 (以下「広告審査会」という。) を設置する。

2 広告審査会は, 4 名以内の職員をもって構成し, 常勤の副管理者が主宰する。

3 広告審査会の構成は別表に定める。

4 広告審査会の議事は, 出席者の過半数で決し, 可否同数のときは, 主宰の決するところによる。

(広告掲載の内容の承認等)

第 10 条 広告主は掲載しようとする広告のデータ及び当該広告に係る資料を提出し、広告審査会の審査を受けるものとする。ただし、広告審査会の開催が困難なとき又は主宰が広告審査会の開催を不要と判断したときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

2 管理者は、広告審査会の審査を参考に組合ウェブサイトへの掲載の承認又は不承認を決定し、広告主に対して大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（広告掲載の優先順位の原則）

第 11 条 広告は、原則として掲載決定者の申込受付順に掲載するものとする。

（広告掲載に関する責任）

第 12 条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、組合ウェブサイトに掲載した広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

3 広告主は、広告を掲載する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の取消し）

第 13 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の承認決定を取り消すことができる。

（1） 広告主がこの要綱に違反したとき。

（2） 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき。

2 管理者は、業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 管理者は、広告の内容について、この要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実確認をするものとする。

4 管理者は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取消しなど必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第 14 条 広告主は、管理者が承認した期間に係る広告掲載料を、管理者が指定する期日まで

に全額納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第 15 条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

別表（第9条関係）

所 属	職 名
	常勤の副管理者
事務局総務課	総務課長
事務局業務課	業務課長
消防本部総務課	総務課長
教育委員会事務局	総務課長

様式第 1 号

大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載申込書

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合  
管理者 様

申請者氏名または名称

印

住所

代表者職氏名

電話番号

組合ウェブサイト広告に掲載したいので、原稿データを添えて申し込みます。

なお、大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト広告掲載取扱要綱及び大崎地域広域行政組合公式ウェブサイト広告掲載基準を遵守いたしますことを宣誓します。

1 本申請の窓口となる担当者

部署名		電話番号	
職氏名		ファックス 番号	
書類等 送付先住所		電子メール アドレス	
リンク先の URLアドレス			

2 広告掲載を希望する期間

年 月から 年 月まで

様式第2号

大崎地域広域行政組合公式ウェブサイト広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

大崎地域広域行政事務組合  
管理者

年 月 日付けで申し込みのあった組合ウェブサイトへの広告掲載について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載を（ 承認 ・ 不承認 ）する

広告掲載期間

年 月から 年 月まで

広告掲載料の納付

年 月 日 までに、同封の納入通知書により、指定の場所  
でお支払ください。